

# 電気工事業の廃止届のご案内（登録）

電気工事業を廃止した場合、廃止した日から 30 日以内に届けなければなりません。

## 罰則規定について

廃止の届出をせず、または虚偽の届出をした者は、電気工事業法第 42 条により 1 万円以下の過料が処せられる。

## 1 届出に必要なもの

(1) 電気工事業廃止届出書（様式第 12）

(2) 電気工事業者登録証

※登録証を紛失された方は顛末書を添付してください。

## 2 届出方法

持参または郵送による。

届出先：滋賀県防災危機管理局 電気担当

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号（危機管理センター 4 階）

受付時間： 8：30 ～ 17：15（土・日・祝日を除く。）

## 3 記入上の注意点

(1) 電気工事業廃止届出書（様式第 12）の氏名または名称を記入する欄には、法人の方は法人名、個人の方は個人名（営業所名ではありません）を記入してください。

(2) 電気工事業廃止届出書（様式第 12）の電話番号を記入する欄には、日中につながる番号を記入してください。

(3) 記入方法について、不明な点があれば、防災危機管理局電気担当(TEL:077-528-3433)までお問い合わせください。

**届出の内容に不備がないか、届出前にいま一度お確かめください。**



届出・お問い合わせ先

滋賀県防災危機管理局 電気担当  
〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号  
TEL：077-528-3433 FAX：077-528-6037  
E-mail：[as0003@pref.shiga.lg.jp](mailto:as0003@pref.shiga.lg.jp)

様式第12（第8条）

## 電気工事業廃止届出書

×整理番号	
×受理年月日	

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号 〒 —  
住 所  
氏名または名称  
法人にあつては代表者の氏名  
電話番号 ( ) —

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日および登録番号

年 月 日 滋賀県知事登録 第 号

2 事業を廃止した年月日

年 月 日

3 事業を廃止した理由

（備 考）

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。

(以前に持っていた登録証を紛失された方)

# 顛 末 書

年 月 日

滋賀県知事 様

住 所

氏名または名称

法人にあつては代表者の氏名

この度、私は、下記の理由により電気工事業者登録証を紛失してしまいました。今後、紛失した登録証が発見された時は、速やかに返納いたします。

1 紛失理由

2 登録の年月日および登録番号

年 月 日 滋賀県知事登録 第 号